

ししま

昭和52年豊島区議会
第2回定例会開催

★ 第2回定例会は、6月23日
(木) から開かれる予定です。

★ 委員会開会の日程等のお問い合わせは――

区議会議務局

内線：361576
直通：911010へ。

夏にかけての健康管理

◇ 食中毒にご注意を ◇



豊島区における赤痢

最近下水道の整備などによる環境衛生の改善や、治療薬の進歩などにより、赤痢は全国的に大幅な減少がみられます。東京都においても同じ傾向ですが、豊島区では昨年3月に、赤痢の集団発生がありました。

梅雨時から夏にかけては、暑熱、多湿のため、とかく身体の機能がぶろ、抵抗力が衰えがちです。それと同時に、この時期は病原性細菌にとって、繁殖に絶好の条件を備えており、このため急性消化器系伝染病の発生が多くなるといわれています。

消化器系の急性伝染病としては、細菌性赤痢のほか、サルモネラ・腸炎ビブリオ・病原性大腸菌・ブドウ球菌による急性胃腸炎がありますが、最近はこのほかに、特殊な下痢毒素を出す大腸菌(毒素原性大腸菌)が発見され、これによる集団中毒の発生が報告されています。

これらの消化器系伝染病は、その病原菌が食物を介して経口的に体内に侵入し、その結果として、症状に多少のちがいはありますが、腹痛・下痢・発熱をおこす疾患で、時として集団的な発生をおこします。

したがって、その予防法は大体において共通していますので、ここでは豊島区における赤痢の現状についてお知らせするとともに、消化器系伝染病の予防法について述べてみたいと思います。

この集団発生は、昨年東京都にみられた唯一の例であり、しかもその原因の赤痢菌が、フレキシネラ3bとよばれるもので、昨年日本全国でみつかつたいろいろな赤痢菌のうち、豊島区だけにみつかつた特殊な赤痢菌でした。

また今年3月になって、昨年集団発生があつた同じ地区で、また同じフレキシネラ3bによる赤痢が5回発生しました。集団発生に至らなかつたことは幸いでしたが、この菌がどこにひそんでいるか、いろいろ調べたのですが、未だに不明です。これから夏にかけての発生が心配され、保健所でさらさら検査をすすめています。

下痢をしたからといって、それがすべて急性伝染病とは限りません。単なる寝冷え、飲みすぎなどによることもあります。しかし、最近の赤痢は症状が軽く、ふん便検査によらなければ判明しないものも多いので、下痢した場合の素人療法は危険で、医師の診断をおくることが大切です。

また、最近海外旅行で赤痢菌やサルモネラをおみやげに持ち帰る人が増えていますので、帰国直後の下痢は注意が必要です。

予防対策

■ 手洗いについて
簡単なことではありますが、最

家庭福祉員を募集します



豊島区では、仕事をもちお母さんが安心して働けるよう、産休明け(生後35日)からのお子さんを

保育する家庭福祉員制度を実施しています。

この制度は、児童の養育に技能と経験を有する家庭婦人の方に、その貴重な技能、経験を生かしていただくことにより、働く婦人ならびにその児童の福祉向上に寄与し、同時に婦人の社会活動への参加の促進を期することを目的としています。

また、一般の保育園における集団保育とは違って、少人数のお子さんを家庭的雰囲気の中で保育するという点で、スキップの参加中の家庭保育のよさが期待されることが多いので、このビブリオの繁殖期である6～9月にかけては、魚介類を調理する前によく水洗いすることが、火を通して食べることも大切です。

サルモネラによる急性胃腸炎は、畜産食品や鶏卵がこの細菌に汚染されていることが多く、これらの食品をよく火を通すに食近ることによっておこります。最近海外からの輸入肉によって、今まで日本ではみられなかつた種類のサルモネラによる急性胃腸炎が増加してきました。

以上のように注意して調理した食品も、食べるまでの保存方法がわるいと、ハエ・ゴキブリなどによって病原菌が運び込まれますから注意が必要です。病原菌の繁殖力は非常に強いので、調理した食品はなるべくすみやかに食べるのが安全です。

■ 健康について
夏期は高温のため体力の消耗が大きくなり、これに加えて、暑さのために冷たいものを食べすぎたりして、胃腸をこわしやすいものです。このようなことは、経口伝染病に対する抵抗力を弱めることとなるので、注意が必要です。飲み水も、井戸水などは煮沸してから飲

栄養教室に

あなたもどうぞ

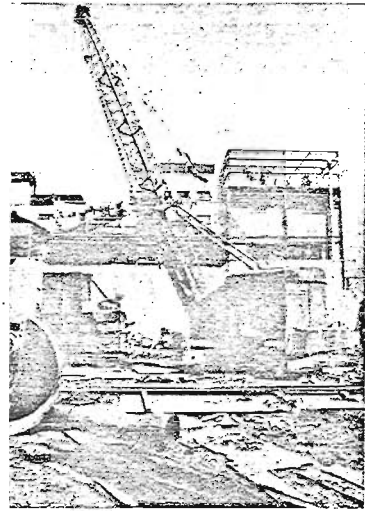
- あなたの健康を守るため、からだの働きと食事について考えてみませんか。
- 次のとおり栄養教室を開きますので、お誘い合わせのうえお出かけください。
- ◇ 日程
・ 6月21日(火)
・ 6月24日(金)
・ 6月28日(火)
毎日の食事のとり方実習
- ◇ 日時
・ 6月28日(火)
から2日のしきみと食事
・ 7月1日(金)
- ※ 運動は必要なので、1時半～3時半
- ◇ 会場：4回で300円
- ◇ 定員：25名で締め切ります。
- ◇ 申込み：池袋保健所栄養指導室(電話971-4771)

振動規制法

7月1日スタート

特定工場 特定建設作業 道路交通

を規制します



振動公害は、都市における住宅と工場の混在に加え、近年における工場の機械施設の大規模化、建設工事の増加、モータリゼーションの進展に伴って、住民の日常生活に身近な公害として全国的な問題となつています。

振動規制法は、こうした事態に対処して、公害対策基本法の精神にのっとり、工場振動、建設作業振動および道路交通振動について必要な規制を行うことにより、生

活環境を保全し、国民の健康の保護に資するため、51年6月10日に制定され、12月1日に施行されました。

都では、これを受けて地域の指定と特定工場等に係る基準設定の準備を急いで進めましたが、このたび告示されましたので振動規制法の概要と合せてお知らせします。

なお、法律の施行に伴い都では、特に過密化された都の現状を考慮し、規制対象の拡大、基準の

見直し等を行い、法律を補充する形で公害防止条例の振動関係の一部を改正し、同じく7月1日から施行することになっております。

地域の指定

この法律では、都道府県知事が住居の集合している地域、病院又は学校の周辺等振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域をあらかじめ関係市町村長の意見を聴き指定することになっており、豊島区は全域が指定地域になりました。

工場に関する規制

工場振動については、特定施設(別表1)を設置している工場又は事業場を特定工場等として基準を遵守させることにより、その地域の生活環境の保全を図ることとしております。

特定工場等に係る基準値は、環境庁長官の定める範囲内で、都道府県知事が定めることになっており、東京都では別表1-2のとおりです。

指定地域内に特定施設を設置している者、設置しようとする者又は変更しようとする者は、それぞれ特定施設の使用届(提出期限が7月31日ですのでご注意ください)

い、設置届又は変更届を区長に届出ることになっております。

この場合、区長は設置届又は変更届に係る特定工場等において発生する振動が、規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損われると認めるときは、計画変更届告を行うことができます。

また、既設の特定工場等については改善届告ができます。区長はこれらの届告に従わないときは、改善命令を出すことができ、その違反者には罰則が適用されることとなります。

建設工事に関する規制

建設作業振動については、指定地域内で特定建設作業(別表2)を伴う建設工事を施工しようとする者は、実施届を区長に届出ることになっております。

区長は、特定建設作業に伴って発生する振動が、基準(別表2)に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しく損われると認めるときは、改善届告を行うことができます。その届告に従わないときは、区長は改善命令を出すことができ、その違反者には罰則が適用されることとなります。

道路交通振動に係る要請

道路交通振動については、区長は指定地域内の道路交通振動が限度(別表3)を超えていることにより、周辺的生活環境が著しく損われていると認めるときは、道路管理者に対し要請、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し交通の規制を要請することになっております。

区内の商店・工場等、中小企業に働く従業員と家族の方の家の家です。

□とき：7月1日～8月末日

□ところ：神奈川県三浦海岸 京浜急行「三浦海岸駅」よりバス利用(金田・岩浦)

□定員：18名

□料金：一泊二食付 大人千八百円 小人千二百円

□受付：6月15日から

□問い合わせ：経済課商工係

『商工海の家』

7月1日オープン

(内線2452)



くわしくは 公普課(内線2831)へお問い合わせください。

くわしくは 公普課(内線2831)へお問い合わせください。

所得税の特別減税(戻し税)

課税の所得は除く

▽還付方法とその手続▽

6/7月ごろ、賞与や給与を受け取るときに、勤務先から還付されます。

▽事業所得者等の場合

確定申告をして納税した人は、6月下旬ごろに勤務先から還付を受けられる金額をお知らせします。

▽その他

給与の税金を源泉徴収で納め、年末調整を受けているが、今年になって5月末までに退職した人や、途中で退職して退職金を受けたい人等は、年末調整を受けていない人等は、勤務先へ還付請求をしてください。この場合、昭和51年分の確定申告書を出していない人は、期限後の確定申告をして、特別減税を受けることとなります。

くわしくは 豊島区税務課 34-2171へおたずねください。

〈別表1-2〉 特定工場等の規制基準

区域の区分	時間の区分	基準値 (単位デシベル)
第1種区域	昼間	60
	夜間	55
第2種区域	昼間	65
	夜間	60

〈別表3〉 道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	基準値 (単位デシベル)
第1種区域	昼間	65
	夜間	60
第2種区域	昼間	70
	夜間	65

注：区域の区分
第1種区域とは、第1種指定地域、第2種指定地域及び指定地域
第2種区域とは、第2種指定地域、指定地域、第3種指定地域及び指定地域

第1種区域の時間の区分
昼間は、午前8時から午後8時まで
夜間は、午後8時から翌日午前8時まで

第2種区域の時間の区分
昼間は、午前8時から午後8時まで
夜間は、午後8時から翌日午前8時まで

〈別表2〉 特定建設作業の種類及規制に関する基準

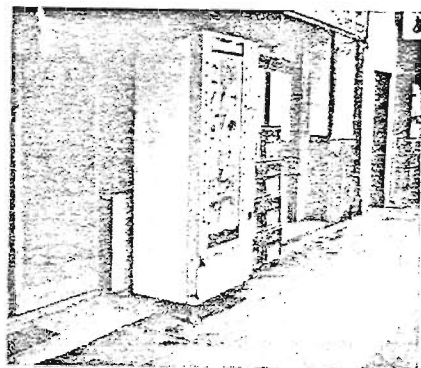
特定建設作業の種類	規制基準(単位デシベル)
1. 掘削機(原動機の定格出力が10kw以上のものに限る。)	75
2. 掘削機(原動機の定格出力が10kw以上のものに限る。)	
3. 掘削機(原動機の定格出力が10kw以上のものに限る。)	
4. 掘削機(原動機の定格出力が10kw以上のものに限る。)	

〈別表1〉 特定施設の種類

1. 金属加工機械	イ. 液圧プレス(特圧プレスを除く) ロ. 液圧プレス ハ. 鍛造機 ニ. せんどう機(原動機の定格出力が10kw以上のものに限る。) ホ. ワイヤフォームマシン(原動機の定格出力が37.5kw以上のものに限る。)
2. 圧縮機	原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。また冷凍機に用いるものを除く。
3. 土石等又は建築物の破砕機、専断機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)	
4. 搬送機	原動機を用いるものに限る。
5. コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のものに限る。並びにコンクリート管製造機及びコンクリート柱製造機(原動機の定格出力の合計が10kw以上のものに限る。))	
6. 木材加工機械	イ. ドラムパーター ロ. チッパー(原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。)
7. 印刷機	原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。
8. ゴム繰用又は合成樹脂繰用ローラー機(カレンダーロール機以外のもの、原動機の定格出力が30kw以上のものに限る。)	
9. 合成樹脂射出成形機	
10. 鋳造機	ジョルト式のものを限る。

『道路はみんなのもの』

広く正しく 使いましょう



警視庁では、歩行者や自転車利用者が安心して通行できるようにするため「歩行者レーン(路側帯)の増設・拡張」や「自転車歩道通行可道路の拡大」等の対策を、重点的にすすめています。

しかし、歩道等を不法に占拠している妨害物により、歩行者や自転車が通行するには危険な道路が多くなっています。

区は異調、池袋、目白各警察と共同して、道路不正使用をなくす運動を実施します。

区民の皆様のご協力をお願いいたします。

●守ってほしいこと

▽看板、その他広告物、商品台日よけ等、許可をうけているもの

6月の食生活

15日(水)	鳥	肉果
16日(木)	青	
17日(金)	魚	魚肉
18日(土)		

●老人医療費受給者証(医療証)は、7月1日に新しく変わります。該当される方には新しい受給者証(医療証)を6月25日(土)郵送します。

つきまことに十分注意して、受給者証(医療証)を使ってください。

▽現在お持ちの受給者証(医療証)

●老人医療費受給者証と医療証が書き替えられます

証)で医療を受けている方は、新しいのを必ず医療機関の窓口へ提出してください。

そのままだと、医療費の助成が受けられなくなりま

▽有効期間のきた受給者証(医療証)は、同封する返信用封筒でお返しください。

(内線2635)へどうぞ。

住宅修築資金をご利用ください

区では、住宅を修築しようとする方で、自己の資金だけでは困難な方に、修築に必要な資金を融資(融資額は20万円から5万円単位で、100万円を限度に工事費の80パーセント以内)あつせんいたします。

申込みは、6月13日から22日まで区民課係で受け付けます。

なお、申込み多数の場合は抽せんいたします。

お問い合わせ：区民課係係 (内線2411)

国民年金

国民年金に任意加入の方へ

国民年金に任意加入しているサラリーマンの奥さん、保険料を滞りなく納めていますか。

任意加入者は、保険料納付年数に応じて、だれでも老齢年金が支給されると思われている方も見受けられます。しかし、任意加入者が老齢年金を受給するには、60歳までに国民年金の保険料納付済期間と厚生年金加入者の配偶者で国民年金未加入の期間とを合算して25年(年齢によって10~24年)以上必要です。

従って、国民年金に加入して保険料の未納期間が一年以上になると、老齢年金の受給資格がなくなりますので、保険料を納付するか資格喪失(年金をやめる)の申出をすることが必要です。

区では、任意加入者の納付状況を調査し、昭和50年度以降の保険料を調査し、

国民年金の老齢年金は、資格取得後保険料の未納が一定期間(昭和6年4月1日以前に生まれた方は4年)以上あると今後60歳まで保険料をかけ続けても支給されません。

区では、該当する方に申請用の往復ハガキを送付したので、法律の改正等により老齢年金の受給資格ができるまでの間、保険料の免除の申請をおすすめします。

保険料が免除になっていても障害年金、母子年金等は年金受給に

加入している医療保険の種別や内容に変更があったときは、必ず届けください。

▽各種社会保険の被保険者本人になったとき、生活保護を受けるようになったときは、使えま

せんでお返しください。

▽所得の限度額は、本人が単身の場合、前年中の所得金額が百三十五万五千円以下です。

くわしくは、

老人福祉課医療助成係 (内線2635)へどうぞ。

6月25日までに、口頭か電話でもよりの民生委員または老人福祉課へ。

◎老人福祉手当を受給している方には、申請がなくてもお送りします。お見舞品は7月中旬までにお届けします。

なお、今回は区社会福祉協議会より、バイリンシック(耐湿性)をあわせてお送りします。

お問い合わせは、

老人福祉課老人福祉係 (内線2635)へ。

申請方法

6月25日までに、口頭か電話でもよりの民生委員または老人福祉課へ。

対象者

区内にお住まいの65歳以上の方で、寝たきりの状態が3か月以上で、全く寝たきりの方。あるいは、一日3時間未満しか離床できない方で、自宅療養又は入院している方。

お見舞品を

寝たきりのおとしよりの病者やなぐために、生活意欲を高めていたために、お見舞品(タオルケット)をお贈りします。

訪問販売にご注意!

最近、区役所を通してまじしとあって、お茶等を訪問販売している者がいるという情報があ

ります。

区役所では、そのような品物の販売には、一切関係しておりません。

お気づきの際はご連絡ください。

広報課(内線2131)

みんなを防ごう 子どもの事故を

つぎのことを注意して、子どもを事故から守りましょう。

▽ベランダや、窓の近くには子どもの足場になるような物を置かないこと。

▽小さい子どもを、屋上や公園で遊ばせるときは、大人が付きそい、金網や柵の点検をすること。

▽幼児を一人でエレベーターやエスカレーターにはのせないこと。

▽道路や空地に放置された危険物は、すぐにかたづけろこと。

▽工事現場等は、万全の防護

訪問販売にご注意!

最近、区役所を通してまじしとあって、お茶等を訪問販売している者がいるという情報があ

ります。

区役所では、そのような品物の販売には、一切関係しておりません。

お気づきの際はご連絡ください。

広報課(内線2131)

みんなを防ごう 子どもの事故を

つぎのことを注意して、子どもを事故から守りましょう。

▽ベランダや、窓の近くには子どもの足場になるような物を置かないこと。

▽小さい子どもを、屋上や公園で遊ばせるときは、大人が付きそい、金網や柵の点検をすること。

▽幼児を一人でエレベーターやエスカレーターにはのせないこと。

▽道路や空地に放置された危険物は、すぐにかたづけろこと。

▽工事現場等は、万全の防護

区民のひろば

『コーラスグループ』への

おさそい

好きな歌をうたい、楽しい仲間づくりをされたい方のグループ

新開事で、ご存知のように、

来る7月10日に参議院議員の選挙が行われることになりました。みなさんに直接、候補者の政見や主張を聞いていただくために、立合演説会をつぎのとおり開催します。

日時：6月23日(木) 午後5時から

場所：時習小学校 (東池袋2-51-4)

お問い合わせ

豊島区選挙管理委員会事務局 911-1111まで。

参議院議員(東京都選出)選挙候補者の立合演説会を開催します

みんなを防ごう 子どもの事故を

つぎのことを注意して、子どもを事故から守りましょう。

▽ベランダや、窓の近くには子どもの足場になるような物を置かないこと。

▽小さい子どもを、屋上や公園で遊ばせるときは、大人が付きそい、金網や柵の点検をすること。

▽幼児を一人でエレベーターやエスカレーターにはのせないこと。

▽道路や空地に放置された危険物は、すぐにかたづけろこと。

▽工事現場等は、万全の防護

区民のひろば

『コーラスグループ』への

おさそい

好きな歌をうたい、楽しい仲間づくりをされたい方のグループ

みんなを防ごう 子どもの事故を

つぎのことを注意して、子どもを事故から守りましょう。

▽ベランダや、窓の近くには子どもの足場になるような物を置かないこと。

▽小さい子どもを、屋上や公園で遊ばせるときは、大人が付きそい、金網や柵の点検をすること。

▽幼児を一人でエレベーターやエスカレーターにはのせないこと。

▽道路や空地に放置された危険物は、すぐにかたづけろこと。

▽工事現場等は、万全の防護

みんなを防ごう 子どもの事故を

つぎのことを注意して、子どもを事故から守りましょう。

▽ベランダや、窓の近くには子どもの足場になるような物を置かないこと。

▽小さい子どもを、屋上や公園で遊ばせるときは、大人が付きそい、金網や柵の点検をすること。

▽幼児を一人でエレベーターやエスカレーターにはのせないこと。

▽道路や空地に放置された危険物は、すぐにかたづけろこと。

▽工事現場等は、万全の防護

みんなを防ごう 子どもの事故を

つぎのことを注意して、子どもを事故から守りましょう。

▽ベランダや、窓の近くには子どもの足場になるような物を置かないこと。

▽小さい子どもを、屋上や公園で遊ばせるときは、大人が付きそい、金網や柵の点検をすること。

▽幼児を一人でエレベーターやエスカレーターにはのせないこと。

▽道路や空地に放置された危険物は、すぐにかたづけろこと。

▽工事現場等は、万全の防護

みんなを防ごう 子どもの事故を

つぎのことを注意して、子どもを事故から守りましょう。

▽ベランダや、窓の近くには子どもの足場になるような物を置かないこと。

▽小さい子どもを、屋上や公園で遊ばせるときは、大人が付きそい、金網や柵の点検をすること。

▽幼児を一人でエレベーターやエスカレーターにはのせないこと。

▽道路や空地に放置された危険物は、すぐにかたづけろこと。

▽工事現場等は、万全の防護

お知らせ



(内線) はすべて区役所
981-1111の内線です

◇壮年体力テスト

とき：6月12・19日 午前9時～正午

ところ：12日西果鶴小学校校庭
19日豊成小学校校庭

対象：25歳以上の区内在住者
申込み：当日会場で
詳細：体育課体育係(内線3485)まで

◇巡回スポーツ

とき：6月22日 午後2時～4時半

ところ：池袋第三小学校体育館

対象：区民の方など
内容：健康体操、ポートボール、フットダンスなど
詳細：体育課体育係(内線3485)まで

◇第2回消費者講座

1 健康シリーズ
とき：6月14・15・21日 いずれも午後1時半～3時半

ところ：区民センター
テーマ・講師：
・14日「漢方薬のはなし」
日本薬劑士協会 友三氏
・15日「食品公害について」
東京大学農学部 佐藤氏

※ボランティア活動とは、個人の意思で、自発的に自分の能力をいかして、他人のために無報酬で努力することにより、よりよい社会環境をつくり出すことです。
詳細：豊島区役所内 社会福祉法人 豊島区社会福祉協議会(内線3915)または直通 981-2990まで。

◇特別教養講座
テーマ：明治の歴史(民衆と自由民権運動)
とき：6月17日 午後6時半～8時半

ところ：区民センター
講師：津田塾大学教授井上幸治氏
対象：区内在住または在勤の方(匿名)
申込み：社会教育課事務系(内線3460)で当日まで受付、電話申込みも受け付けます。

◇学習講座
「公害と生活」△
内容：「公害」とはどういうことなのか、公害にはどんなものがあるのか、公害についての基本的な知識を学んで、身近にある公害について考えてみます。
とき：午後1時半～3時

▽民謡教室△
内容：初心者の方でも気軽に
とき：7月2日～8月27日の毎週土曜日 計8回
午前10時半～11時45分
ところ：池袋ことぶきの家
講師：小野寺春鶴氏
申込み：80名

▽豊島郵便局から
簡易保険作文コンクール
作品題：(1)簡易保険に関するもの
(2)自由題
資格：小学生(5・6年生)
中学生(1～3年生)
募集期間：6月30日まで
応募先：お近くの郵便局
詳細：豊島郵便局 981-5181

▽アルバイト募集
内容：生化学検査または血清検査
資格：衛生検査技師または臨床検査技師の資格を持つ方
期間：6月16日から15週間(1名)
8月16日から15週間(1名)
勤務時間：午前8時45分～午後5時15分
給与：日額5千円
申込み：詳細：豊島区役所
〒132-8111 内線3281

遊び場に集合!



都の施設が建設されるまで、小学生の遊び場として開放されています。
ところ：西池袋1-8
利用時間：平日 午後1時～5時
休祭日 午前9時～午後5時
設備：(1)ローラースケート場一面
(2)バレーコート 二面
(3)テニスコート 一面
詳細：公園課管理係(内線2951)まで。

あなたもボランティア活動を

ボランティア活動の登録について

私たち豊島区社会福祉協議会では、主として社会福祉の一層の向上をはかるため、区民の方々の協力を期待し、ボランティア・コーナーを近い将来に設けることになりました。

その第一歩として、区民の方の中で個人またはグループでボランティア活動をされている方々に、ぜひ当協議会に登録されるようお願いいたします。

また、あなたの名前をボランティア

60歳以上の方の講習会

▽学習講座

「公害と生活」△

内容：「公害」とはどういうことなのか、公害にはどんなものがあるのか、公害についての基本的な知識を学んで、身近にある公害について考えてみます。

とき：午後1時半～3時

ところ：区民センター

講師：津田塾大学教授井上幸治氏

対象：区内在住または在勤の方(匿名)

申込み：社会教育課事務系(内線3460)で当日まで受付、電話申込みも受け付けます。

▽民謡教室△

内容：初心者の方でも気軽に

とき：7月2日～8月27日の毎週土曜日 計8回

午前10時半～11時45分

ところ：池袋ことぶきの家

講師：小野寺春鶴氏

申込み：80名

▽豊島郵便局から

簡易保険作文コンクール

作品題：(1)簡易保険に関するもの

(2)自由題

資格：小学生(5・6年生)

▽東京都職員採用試験
大卒程度
△職種(1)一般職員(事務・土木建築・機械・電気)
(2)警備庁職員(事務)
(3)消防庁職員(事務・土木・建築・機械・電気)
△資格▽昭和25年4月2日～31年4月1日までの出生者

△試験日▽7月10日
△申込み▽郵送▽6月14日まで(消印有効)持参▽6月15日～17日都庁第三庁舎1階ロビーで受付。
△詳細▽東京都人事委員会事務局 千代田区有楽町2-10-1 212-5111 内線3647

現在、国鉄では「鉄道警備防止運動」を6月20日まで実施中です。次のことを注意願いたいと思っております。
▽踏切ではいったん止って右、左の安全を確かめて通ること。
▽線路に石や物を置かないこと。
▽線路内に入りたり、線路の近くで遊ばないこと。
▽列車や電車がむかってくるのを避けたり、列車や電車の空から空とんや空かんを投げないこと。

東大講師 高橋正氏
・21日「栄養のバランスと健康」
女子栄養大講師市川佳代子氏
定員：各50名(先着順)
申込み：6月10日より電話で経済課消費経済係(内線2455)
課消費経済係(内線2455)

とき：6月20日～7月14日 毎週木曜日 午後5時半～7時半
ところ：千登世体育館
参加費：小・中学生 50円 一般 100円
講師：斎藤春子氏
詳細：千登世体育館7503
※運動のできる服装で、大きな汗を流して用意するため、必ず出席希望の方は連絡してください。

とき：6月25日午後1時半から
ところ：区民センター5階視聴覚室
上映映画：箱根の自然と歴史(カラー28分) 大和路をたずねて(カラー30分)
奈良の寺と仏像(カラー30分)
詳細：視聴覚係(内線3521)
美容と健康のために
ナギナタを

とき：6月20日～7月14日 毎週木曜日 午後5時半～7時半
ところ：千登世体育館
参加費：小・中学生 50円 一般 100円
講師：斎藤春子氏
詳細：千登世体育館7503
※運動のできる服装で、大きな汗を流して用意するため、必ず出席希望の方は連絡してください。

とき：6月20日～7月14日 毎週木曜日 午後5時半～7時半
ところ：千登世体育館
参加費：小・中学生 50円 一般 100円
講師：斎藤春子氏
詳細：千登世体育館7503
※運動のできる服装で、大きな汗を流して用意するため、必ず出席希望の方は連絡してください。

中小企業従業員のための生活資金融資
資格：中小企業に、原則として6か月以上勤続し、かつ同一住所に3か月以上居住している方で、勤務先が住所が都内にあり、年間収入が10万円以下の方。
△資格▽昭和25年4月2日～31年4月1日までの出生者

官公所だより
融資額：30万円以内
利率：年利7.5%
返済方法：2年以内、毎月の月賦
保証人：1名、満25歳以上の方で
申込人と同等以上の税込年収があり、かつ、財産、収支状況とも整っている方
申込先：東京労働金庫本店
212-1611(代表)
212-5111内2719
詳細：都労働局労働厚生部計課

△試験日▽7月10日
△申込み▽郵送▽6月14日まで(消印有効)持参▽6月15日～17日都庁第三庁舎1階ロビーで受付。
△詳細▽東京都人事委員会事務局 千代田区有楽町2-10-1 212-5111 内線3647

現在、国鉄では「鉄道警備防止運動」を6月20日まで実施中です。次のことを注意願いたいと思っております。
▽踏切ではいったん止って右、左の安全を確かめて通ること。
▽線路に石や物を置かないこと。
▽線路内に入りたり、線路の近くで遊ばないこと。
▽列車や電車がむかってくるのを避けたり、列車や電車の空から空とんや空かんを投げないこと。